

文学部履修規程

制定 平7.3.10

改定 平13.2.13

(趣旨)

第1条 この規程は、福岡女子大学学則又はこれに基づく別段の定めによるもののほか、文学部の教育課程及び履修方法について必要な事項を定めるものである。

(授業科目)

第2条 授業科目は、学則第6条及びその別表第1から第8及び第13から第14に定められているとおりとす。

(卒業に必要な単位)

第3条 学則第11条に定める卒業に必要な科目及び単位は、次のとおり取得しなければならない。

授業科目区分		国文学科	英文学科
全学共通科目	総合教育科目	総合講座(4単位以上必修) 個別講義 個別ゼミ	総合講座(4単位以上必修) 個別講義 個別ゼミ
	外国語科目	第1外国語 第2外国語	第1外国語 第2外国語
	健康科学科目		
専門教育科目	専攻科目		
	関連科目		
	自由選択科目		
	卒業論文		
卒業に必要な単位数			

2 専門教育科目のうちには、卒業論文8単位を含んでいなければならない。なお、卒業論文の履修要件については、第13条を参照のこと。

(全学共通科目の履修)

第4条 全学共通科目の総合教育科目については、総合講座および個別講義に属する科目のうちから合計24単位以上を取得しなければならない。ただし、総合講座については2科目4単位以上を、個別講義についてはA群からE群の各群からそれぞれ1科目2単位以上を取得しなければならない。個別ゼミについては1科目2単位を取得しなければならない。

2 外国語科目については、第1外国語として「英語」を国文学科においては8単位、英文学科においては3単位、第2外国語として「ドイツ語」「フランス語」「中国語」又は「韓国語」のいずれかのⅠ～Ⅳを含んで6単位まで取得しなければならない。

3 第1外国語においては、再履修等の場合、英語Ⅰと英語Ⅱ、英語Ⅲと英語Ⅳ、英語Ⅴと

英語Ⅶ、英語Ⅵと英語Ⅷの単位は、それぞれの間で読み替えることができる。

- 4 第2外国語においては、各外国語のⅠ～Ⅳの単位が不足する場合、当該外国語のⅤとⅥ、及び学部専門科目の各外国語演習Ⅰ・Ⅱをそれぞれ1単位として、代替することができる。
- 5 健康科学科目については、「健康科学概論」2単位、「健康スポーツ実習Ⅰ・Ⅱ」2単位、合計4単位を取得しなければならない。
- 6 文学部における全学共通科目の授業科目、単位数、履修年次及び履修方法は、別表第1に掲げるとおりとする。

(専門教育科目の履修)

第5条 国文学科においては、86単位(専攻科目58単位、関連科目8単位、自由選択科目20単位)以上を取得し、かつ卒業論文(8単位)の審査に合格しなければならない。

英文学科においては、89単位(専攻科目59単位、関連科目4単位、自由選択科目26単位)以上を取得し、かつ卒業論文(8単位)の審査に合格しなければならない。なお、演習のうち英米文学演習(入門)Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ及び英語学演習(初級)Ⅰ・Ⅱについては、毎週2時間15週をもって1単位とする。

- 2 国文学科の専攻科目の「日本漢文学講義」、「上代文学講義」、「中古文学講義Ⅰ～近代文学講義Ⅱ」、「日本語音韻論」、「日本語表記論」、「日本語語彙論」、「日本語文法論」及び自由選択科目の「美術史概論Ⅰ・Ⅱ」、「書誌学Ⅰ・Ⅱ」は、次表のとおり大学院との合同授業とする。

学部・大学院合同授業対照表

文学部専門科目		単位	大学院専門科目	単位
専攻科目	日本漢文学講義	2	日本漢文学特殊研究	2
	上代文学講義	2	上代文学特殊研究	2
	中古文学講義Ⅰ	2	中古文学特殊研究Ⅰ	2
	中古文学講義Ⅱ	2	中古文学特殊研究Ⅱ	2
	中世文学講義Ⅰ	2	中世文学特殊研究Ⅰ	2
	中世文学講義Ⅱ	2	中世文学特殊研究Ⅱ	2
	近世文学講義Ⅰ	2	近世文学特殊研究Ⅰ	2
	近世文学講義Ⅱ	2	近世文学特殊研究Ⅱ	2
	近代文学講義Ⅰ	2	近代文学特殊研究Ⅰ	2
	近代文学講義Ⅱ	2	近代文学特殊研究Ⅱ	2
	日本語音韻論	2	日本語音韻論特殊研究	2
	日本語表記論	2	日本語表記論特殊研究	2
	日本語語彙論	2	日本語語彙論特殊研究	2
日本語文法論	2	日本語文法論特殊研究	2	
自由選択科目			関連科目	
科目	美術史概論Ⅰ	2	美学・美術史特別講義Ⅰ	2
	美術史概論Ⅱ	2	美学・美術史特別講義Ⅱ	2
	書誌学Ⅰ	2	書誌学特別講義Ⅰ	2
	書誌学Ⅱ	2	書誌学特別講義Ⅱ	2

- 3 英文学科の専攻科目の「英米文学講義Ⅴ」は大学院の「イギリス文学特別講義Ⅰ・Ⅱ・

Ⅲ」のいずれか一つを、「英米文学演習上級Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」は大学院の「イギリス文学特殊研究Ⅰ・Ⅱ」及び「アメリカ文学特殊研究Ⅰ・Ⅱ」もしくは「イギリス文学特殊演習Ⅰ・Ⅱ」及び「アメリカ文学特殊演習Ⅰ・Ⅱ」のいずれか一つを、読み替えるものとする。

(教育職員免許状)

第6条 教育職員免許状の取得に必要な科目とその履修方法に関する規程は、別にこれを定める。

(履修手続)

第7条 授業科目を履修するためには、定められた期日までに履修登録を行わなければならない。登録のない科目については受講しても単位の認定は行わない。

2 履修登録は、各学期の授業開始の日から14日以内に教務システムの履修登録メニューより行う。

3 同一時限に開講されている科目については、2科目以上の重複履修は認められない。

(定期試験)

第8条 授業科目を履修した者については、学則第15条に基づいて、各学期末に期間を定めて定期試験(論文、報告等を含む。)を行い、学修の成果を評価する。ただし、学期の途中で完結する科目については、臨時にこれを行うことがある。

2 定期試験等において不正行為を行った者は、学則第32条に基づくけん責を受け、当該科目だけでなくその学期の全受験科目の単位が無効となる。

(追試験)

第9条 病気その他の正当な理由により定期試験を受けることができなかった者は、追試験を受けることができる。

2 追試験を希望する者は、定期試験を受講できなかった理由を証明する書類(例えば、病気の場合は医師の診断書等)を添えて、当該科目試験終了の日から5日以内に「追試験願」を教務企画班に提出するものとする。

3 追試験は、学部長が正当な理由と認めたものに限り、前期は9月25日までに、後期は4年次生については3月2日、1~3年次生については3月20日までに行う。

(再試験)

第10条 定期試験に不合格となった者は、全学共通科目及び教職に関する専門教育科目については、当該担当教員の承認を得て再試験を受けることができる。専門教育科目については、2年次生以上の者に限り、その年度の定期試験に不合格になった学科目について、当該担当教員の承認を得て再試験を受けることができる。ただし、出願単位数は、前期4単位、後期8単位を限度とする。

2 再試験を希望するものは、前期については9月20日、後期については4年次生は2月28日、1・2・3年次生は3月15日までに、「再試験願」を教務企画班に提出するものとする。

3 再試験は、前期については9月25日、後期については4年次生は3月2日、1~3年次生は3月20日までに行う。

(成績の評価と単位取得の認定)

第11条 学業成績の評価は、原則として定期試験の成績及び平素の成績によって行うが、これに出席状況等を加味する場合もある。

2 学業成績は100点満点で採点し、60点以上を合格とする。合格者には単位が与えられる。

3 前項の学業成績は、90点以上を「S」、80点以上90点未満を「A」、70点以上80点未満を

「B」、60点以上70点未満を「C」、60点未満を「D」の5段階の標語をもって表す。

- 4 追試験による学業成績は、当該学業成績点の8割とする。
- 5 再試験による学業成績は、当該試験成績の8割が60点以上の者を合格とし、合格の場合
は一律「C」とする。
- 6 その学期の実授業時間の3分の2以上出席していない科目については、成績の評価は行
わず、単位取得を認めない。
- 7 実習科目の単位は、関連する講義の単位を取得していないと与えられない。
- 8 特に指定された場合を除いて、同一科目を二度履修しても単位は与えられない。

(他大学で取得した単位の認定)

第12条 学則第13条で定める他の大学で履修した単位の認定は、学部教授会の議を経て学部
長が行う。

(卒業論文の履修要件)

第13条 卒業論文を履修しようとする者は、3年次終了時およびそれ以降の各学期終了時ま
でに下記科目の単位を取得しておかなければならない。

- (1) 総合教育科目については、国文学科は22単位以上、英文学科は20単位以上。
 - (2) 外国語科目については、国文学科においては、英語とドイツ語、英語とフランス語、
英語と中国語又は英語と韓国語の合計12単位以上、英文学科においては、英語とドイツ
語、英語とフランス語、英語と中国語又は英語と韓国語の合計7単位以上。
 - (3) 健康科学科目については、4単位。
 - (4) 専門教育科目については、国文学科76単位以上、英文学科71単位以上。
- 2 (1)、(2)、(4)項のいずれか1項だけが上記の要件を満たさない場合には、下記の単位内に
限り、相互に融通し合うことができる。ただし、外国語科目1単位は、他の科目の2単位
に相当するものとする。

総合教育科目4単位

外国語科目2単位

専門教育科目4単位

(卒業論文提出の期日)

第14条 卒業論文提出の期限については、次のように定める。

- (1) 3年次終了時に卒業論文履修認定を受けた者については、国文学科においては、原則
として1月8日を提出日とし、午後5時をもって締め切る。提出日が土曜日曜又は祝日
にあたるときはその次の日に締切を繰り下げ、締め切り時間は午後5時とする。
英文学科においては、原則として12月24日を提出日とし、午後5時をもって締め切る。
提出日が土曜日曜又は祝日にあたる時は提出日の直前の金曜日にそれぞれ締め切りを
繰り上げ、締め切り時間は午後5時とする。
- (2) 3年次終了時の卒業論文履修認定よりも後に認定を受けた者については、前期末に認
定を受けた者の場合は両学科とも次年度の7月31日、後期末に認定を受けた者の場合は
国文学科においては次年度の1月8日、英文学科においては12月24日をそれぞれ提出日
とし、午後5時をもって締め切る。

提出日が土曜日曜又は祝日にあたる時は、前項(1)の規程を準用する。

(卒業論文の提出期日に遅れた場合の取り扱い)

第15条 締め切り期限を過ぎた卒業論文は受理しない。ただし、卒業論文の提出期日に遅れた場合の取り扱いについては、次のように定める。

- (1) 病気その他の正当な事由(例えば、病気の場合は医師の診断書等を提出のこと。)があると教授会において認められる場合は、3年次終了時に卒業論文履修認定を受けた者については両学科とも、1月31日までに提出し、審査のうえ同年3月31日付卒業とすることができる。成績は減点しない。

3年次終了時の卒業論文履修認定よりも後に認定を受けた者については、前期末に認定を受けた者で、前記の提出期日に遅れ、上記の事由が認められた場合は、両科学とも8月31日までに提出し、審査のうえ同年9月30日付卒業とすることができる。後期末に認定を受けた者で、前記の提出期日に遅れ、上記の事由が認められた場合は、両学科とも1月31日までに提出し、審査のうえ同年3月31日付卒業とすることができる。成績は減点しない。

- (2) 卒業論文が不合格と判定された場合及び期限までに提出されなかった場合は、3年次終了時に卒業論文履修認定を受けた者については両学科とも、7月31日までに提出し、審査のうえ同年9月30日付卒業とすることができる。成績は減点しない。

3年次終了時の卒業論文履修認定よりも後に認定を受けた者については、前期末に認定を受けた者で、前記の提出期日提出の卒業論文が不合格と判定された場合及び期限までに提出されなかった場合は、第14条(1)の規程を準用し、そこで定めた期日までに提出し、審査のうえ卒業とすることができる。後期末に認定を受けた者で、前記の提出期日提出の卒業論文が不合格と判定された場合及び期日までに提出されなかった場合は、7月31日までに提出し、審査のうえ同年9月30日付卒業とすることができる。成績は減点しない。

(単位不足による前期卒業者の扱い)

第16条 卒業論文以外の単位不足のため、4年次に卒業できなかった者が、卒業に必要な所定単位を前期終了までに満たしたときは、同年9月30日付卒業とする。

附 則

この規程は、平成19年度入学者から適用する。ただし、第7条、第13条、第14条及び第15条については、平成18年度以前の入学生にも適用する。

(移行措置)

平成14年4月1日から全学共通科目及び文学部専門教育科目の一部変更に伴う学則改正が行われることに伴う移行措置を次のように定める。

- 1 この新学則は、平成14年度入学生から適用する。従って平成13年度以前入学生については、従前の学則を適用する。
- 2 今回の変更により、上級外国語が前期、後期に分割されることになるが、この変更規定も、平成14年度入学生から適用するものとし、学年進行でいけば、3年次生の科目のため、平成16年度から分割開講するものとする。
- 3 平成13年度以前の入学生で、上級外国語の単位を取得できない者については、学則変更後の外国語の上級Ⅰ及びⅡの当該科目の単位を取得することをもって、当該上級外国語の単位を取得したものとする。

別表第1 文学部における全学共通科目とその履修方法（その1）

区 分		講義科目名と単位数		履修学年	必修選択 自由の別	履 修 方 法 (卒業に必要な単位数)	
総 合 教 育 科 目	総合講座	人生・職業・社会Ⅰ	2	1年	選択	4単位以上	合計24 単位 以上
		人生・職業・社会Ⅱ	2	1年	選択		
		キャリア・デザインⅠ	2	2年	選択		
		キャリア・デザインⅡ	2	2年	選択		
		科学と生活・社会	2	1、2年	選択		
		地球環境と人類の未来	2	1、2年	選択		
		異文化理解と国際化	2	1、2年	選択		
		生命と倫理	2	1、2年	選択		
	人間を学問する	2	1、2年	選択			
	A群： 現代 社会	女性学・ジェンダー論	2	1、2年	選択	2単位以上	
		ジェンダーと歴史	2	1、2年	選択		
		ジェンダーの社会学	2	1、2年	選択		
		ジェンダーと法	2	1、2年	選択		
		日常生活と法	2	1、2年	選択		
		社会学とは何か	2	1、2年	選択		
		世界経済入門	2	1、2年	選択		
アジア経済事情		2	1、2年	選択			
B群： 科学・技 術・環境	科学史	2	1、2年	選択	2単位以上		
	物質と環境	2	1、2年	選択			
	物質と運動	2	1、2年	選択			
	地球科学	2	1、2年	選択			
	数理と情報	2	1、2年	選択			
C群： 異文化 理解	文化人類学	2	1、2年	選択	2単位以上		
	国際政治学	2	1、2年	選択			
	政治文化論	2	1、2年	選択			
	宗教社会学	2	1、2年	選択			
	西欧文明と世界	2	1、2年	選択			
	比較文化	2	1、2年	選択			
	地域・国家・世界	2	1、2年	選択			
朝鮮半島の歴史と社会	2	1、2年	選択				
D群： 人間と 思想・表 現	人間の知の探求	2	1、2年	選択	2単位以上		
	芸術・美学	2	1、2年	選択			
	人間の自由と規範	2	1、2年	選択			
	教育の理論と実践	2	1、2年	選択			
	文学表現	2	1、2年	選択			
	パーソナリティ論	2	1、2年	選択			
E群： 生命の 科学	記憶と情報	2	1、2年	選択	2単位以上		
	環境と生態系	2	1、2年	選択			
	ヒトと生命科学	2	1、2年	選択			
	生命科学の現在	2	1、2年	選択			
F群： 社会規 範の礎	動物の行動	2	1、2年	選択			
	日本国憲法	2	1、2年	選択			
	民法	2	1、2年	選択			
個別ゼミ	同和問題	2	1、2年	選択	2単位		
	(担当者等は開講の都度 発表する)	2	2年通年	選択			

別表第1 文学部における全学共通科目とその履修方法（その2）

区分	講義科目と単位数	履修学年		必修選択 自由の別		履修方法 (卒業に必要な単位数)		
		国文	英文	国文	英文			
外国語	第1外国語	英語Ⅰ	1	1年	1年	必修	必修	国文学科は Ⅰ～Ⅷの8単位 英文学科は Ⅰ～Ⅲの3単位
		英語Ⅱ	1	1年	2年	必修	必修	
		英語Ⅲ	1	1年	2年	必修	必修	
		英語Ⅳ	1	1年	必修			
		英語Ⅴ	1	2年	必修			
		英語Ⅵ	1	2年	必修			
		英語Ⅶ	1	3年	必修			
		英語Ⅷ	1	3年	必修			
	第2外国語	ドイツ語Ⅰ	1		1年		選択	6単位 ただし、上記の単位数にはそれぞれのⅠからⅣを必ず含んでいなければならない
		ドイツ語Ⅱ	1		1年		選択	
		ドイツ語Ⅲ	1		1年		選択	
		ドイツ語Ⅳ	1		1年		選択	
		ドイツ語Ⅴ	1		2年		選択	
		ドイツ語Ⅵ	1		2年		選択	
		フランス語Ⅰ	1		1年		選択	
		フランス語Ⅱ	1		1年		選択	
		フランス語Ⅲ	1		1年		選択	
		フランス語Ⅳ	1		1年		選択	
		フランス語Ⅴ	1		2年		選択	
		フランス語Ⅵ	1		2年		選択	
		中国語Ⅰ	1		1年		選択	
		中国語Ⅱ	1		1年		選択	
		中国語Ⅲ	1		1年		選択	
		中国語Ⅳ	1		1年		選択	
		中国語Ⅴ	1		2年		選択	
		中国語Ⅵ	1		2年		選択	
		韓国語Ⅰ	1		1年		選択	
韓国語Ⅱ		1		1年		選択		
韓国語Ⅲ	1		1年		選択			
韓国語Ⅳ	1		1年		選択			
韓国語Ⅴ	1		2年		選択			
韓国語Ⅵ	1		2年		選択			
英会話	英会話	1		1年		自由		

区分	講義科目と単位数	履修学年		必修選択 自由の別		履修方法 (卒業に必要な単位数)
		国文	英文	国文	英文	
情報科学	情報科学の基礎と演習		2	1年		自由
外国語コミュニ	英語コミュニケーション		2	1年		自由

ケーション		単	年	必修	
健康科学	健康科学概論	2	1年	必修	4単位
	健康スポーツ実習Ⅰ	1	1年前期	必修	
	健康スポーツ実習Ⅱ	1	1年後期	必修	

カリキュラム改革に伴う移行措置

- 1 平成19年度以前に入学した者については、平成20年度4月1日改正後の学則に基づき開講された下記科目を修得すると、改正前の科目を履修し単位を修得したものとみなす。

授業科目区分	改正後の科	改正前の科目
全学共通科目 総合教育科目 個別講義 A群	世界経済入門	経済でみる日本と世界

- 2 平成19年度以前に入学した者については、平成20年度4月1日改正後の学則に基づき開講された下記科目を修得すると、各授業科目の区分の卒業に必要な単位を修得したものとみなす。

改正後の科目	授業科目区分
アジア経済事情	全学共通科目 総合教育科目 個別講義 A群
民法	全学共通科目 総合教育科目 個別講義 F群